

## 改善基準告示の見直しスケジュール及び改正労働基準法について

- 1 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）  
見直しスケジュール
- 2 月 60 時間超の時間外労働に対する割増賃金率について（R5.4.1 適用）
- 3 時間外労働の上限規制について（R6.4.1 適用）

山形労働局監督課

# 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示） 見直しスケジュール

- ▶ 自動車運転者は、他業種と比較して長時間労働の実態にあるため、過労死防止の観点から、働き方改革関連法施行後5年の特例適用までの間、速やかに改善基準告示の見直しを検討するよう求められたところ。
- ▶ 働き方改革関連法により、自動車運転者も時間外労働の上限規制（年960時間）が法定されたところであり、令和6年4月の施行に向け、改善基準告示もこれを踏まえた内容に見直しを行うことが必要。

## ▶ 令和元年11月25日：「自動車運転者労働時間等専門委員会」を設置

- 令和3年4月23日：第5回専門委員会
- 令和3年4月30日：第1回トラック作業部会
- 令和3年5月12日：第1回バス作業部会
- 令和3年5月28日：第1回ハイヤー・タクシー作業部会
- 令和3年7月29日：第2回トラック作業部会
- 令和3年8月18日：第2回バス部会
- 令和3年8月27日：第2回ハイヤー・タクシー作業部会

実態調査  
疲労度調査  
海外調査

実施

## ▶ 令和3年10月8日：第3回ハイヤー・タクシー、バス作業部会（事務局案提出）

- 令和3年10月29日：第6回専門委員会
- 令和3年11月24日：第4回ハイヤー・タクシー作業部会
- 令和3年12月9日：第4回バス作業部会
- 令和4年1月14日：第7回専門委員会
- 令和4年1月21日：第3回トラック作業部会

実態調査  
疲労度調査

実施

▶ 令和4年3月頃：ハイヤー・タクシー、バス改正案とりまとめ → 専門委員会に報告

▶ 令和4年7月頃（予定）：トラック改正案とりまとめ → 専門委員会に報告

▶ 令和4年12月頃（予定）：改善基準告示 改正（令和6年4月 施行）

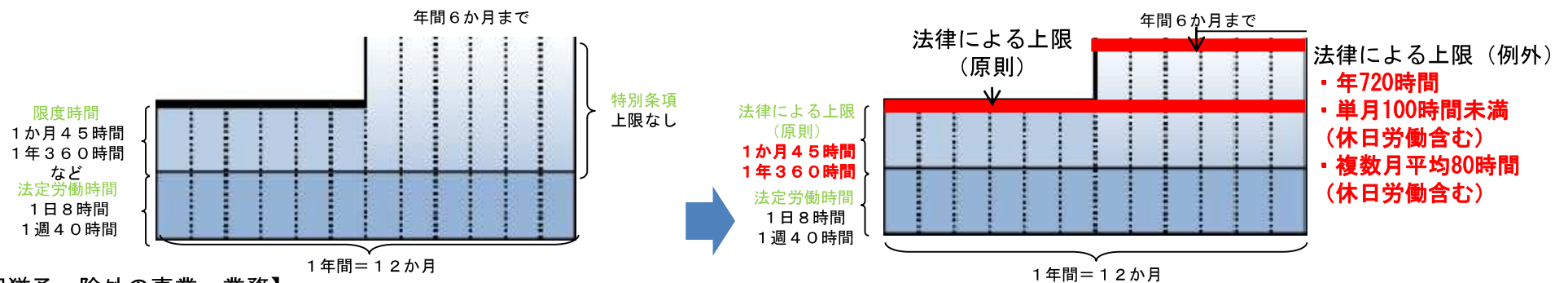
# 月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率について

- ▷ 1 か月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。  
(大企業については、平成22年4月から適用) (中小企業については、令和5年4月から適用)

| 現在                                      |                                          |       | 令和5年4月以降                                            |                                          |       |
|-----------------------------------------|------------------------------------------|-------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------|-------|
| 月60時間超の残業割増賃金率<br>大企業は 50%<br>中小企業は 25% |                                          |       | 月60時間超の残業割増賃金率<br>大企業、中小企業ともに50%<br>※中小企業の割増賃金率を引上げ |                                          |       |
|                                         | 1 か月の時間外労働<br>〔1日8時間・1週40時間<br>を超える労働時間〕 |       |                                                     | 1 か月の時間外労働<br>〔1日8時間・1週40時間<br>を超える労働時間〕 |       |
|                                         | 60時間以下                                   | 60時間超 |                                                     | 60時間以下                                   | 60時間超 |
| 大企業                                     | 25%                                      | 50%   | 大企業                                                 | 25%                                      | 50%   |
| 中小企業                                    | 25%                                      | 25%   | 中小企業                                                | 25%                                      | 50%   |

# 時間外労働の上限規制について

- ▶ 時間外労働の上限規制は、**月45時間、年360時間**を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）**を限度
- ▶ 自動車、建設、医師等は適用猶予・除外業務（事業）とされ、改正法施行後5年間は上記一般則の適用はない。



## 【適用猶予・除外の事業・業務】

|                    |                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自動車運転の業務           | 改正法施行5年後に、時間外労働の上限規制を適用。上限時間は、年960時間とし、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。                                                                                                                                                            |
| 建設事業               | 改正法施行5年後に、一般則を適用。（ただし、災害時における復旧・復興の事業については、1か月100時間未満・複数月平均80時間以内の要件は適用しない。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。）。                                                                                                             |
| 医師                 | 改正法施行5年後に、時間外労働の上限規制を適用。<br>医療界の参加による検討の場において、規制の具体的あり方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得ることとされており、検討の結果を踏まえ地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設等を内容とする医療法等改正法が令和3年通常国会にて成立。具体的な上限時間は、この医療法の内容も踏まえ、今後、省令で定めることとされている。 |
| 鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業 | 改正法施行5年間は、1か月100時間未満・複数月80時間以内の要件は適用しない。（改正法施行5年後に、一般則を適用）                                                                                                                                                                       |
| 新技術・新商品等の研究開発業務    | 医師の面接指導（※）、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、時間外労働の上限規制は適用しない。<br>※時間外労働が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととする。（労働安全衛生法の改正）                                                                                                    |